

特定非営利活動法人 やお市民活動ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人やお市民活動ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府八尾市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を大阪府八尾市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に八尾市において活動を展開する市民活動や民間非営利団体の自立・発展を促進支援し、それらの活動分野を越えたネットワークを形成し、市民活動の基盤整備および強化を図り、市民・市民活動団体・地域コミュニティ・企業・行政などの良好なパートナーシップの形成を促進することによって、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 上記の団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（特定非営利活動促進法第2条別表12）

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- ①市民活動に関する情報の収集及び提供
- ②市民活動に関する調査及び研究
- ③市民活動に関する講座・講演
- ④市民活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
- ⑤その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して加入し、かつ運営に参加する団体又は個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために加入し

た団体又は個人。

(入会)

第7条 この法人の目的に賛同し、運営会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
理事会は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事長は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令またはこの法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。

4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前2号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後60日以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第3項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号に定める場合には、請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、運営会員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選任する。

(定足数)

第 26 条 総会は運営会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した運営会員の過半数をもって決し、同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 運営会員の現在数

(3) 会議に出席した運営会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の過程の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事の中から選任する。

(定足数)

第35条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の過程の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を法第27条の会計原則に従って作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に配分してはならない。

(予算の追加及び変更)

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第51条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く)は、理事が清算人となる。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、この法人と類似の目的を持つ、特定非営利活動法人に譲渡するものとする。譲渡先の選定は、総会に出席した運営会員の過半数の議決による。

第9章 公告の方法

(公告)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別途定める。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とし、その任期は第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、2004 年 6 月 30 日までとする。

理事長 伊藤 保
副理事長 服部 正志
理事 川田 隆
監事 堀井 建市
同 高山 晴行

- 3 この法人の設立当初の会計年度の事業計画および収支予算は、第 44 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2004 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 運営会員 団体 1 口 10,000 円 個人 1 口 5,000 円
(2) 賛助会員 団体 1 口 10,000 円 個人 1 口 3,000 円

特定非営利活動法人 やお市民活動ネットワーク

設立代表者 伊 藤 保